



2019年6月11日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
(コード 7238、東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 鈴木 信吾
(電話番号 03-3668-5183)

事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の協議のための債権者会議及び
事業再生計画案の決議のための債権者会議の開催等に関するお知らせ

当社並びに当社子会社である Akebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器（蘇州）有限公司及び A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおりますが、事業再生計画案の策定にはいままばらぐの時間を要する見通しです。

そのため、本日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議の続会及び事業再生計画案の決議のための債権者会議において、現時点における事業再生計画案の策定状況等の報告を行うとともに、事業再生計画案の協議継続のため下記のとおり事業再生 ADR 手続を継続すること及びコミットメントライン契約等に基づくプレ DIP ファイナンスによる資金支援に係る債権について引き続き優先弁済権を付与することについて、お取引金融機関様のご承認をいただきました。

事業再生 ADR 手続に関する今後のスケジュールは以下のとおりです。ただし、当該スケジュールは、手続の進捗状況等によって変更され、必要に応じて続行期日を設ける可能性があります。

2019年7月22日予定 事業再生計画案の協議のための債権者会議の再続会
2019年9月18日予定 事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会

当社らは、引き続き事業再生 ADR 手続の中で、全てのお取引金融機関様と協議を進めながら、事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、全てのお取引金融機関様の同意による成立を目指してまいります。

以上